

加入資格一覧

※新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

グループ保険きずな

●加入資格（グループ保険きずな）

- 本人…京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)
- 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満15歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)
- 子ども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

きずなプラス

●加入資格（きずなプラス）

- 本人・配偶者いずれもグループ保険きずなとセットで加入してください。
きずなプラスのみの加入はできません。配偶者だけの加入はできません。

- 本人…グループ保険きずなに加入している京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)
- 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満15歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方(継続の場合は満80歳6カ月までの方)

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

きずな医療

●加入資格（きずな医療）

◎本人・配偶者・子どもいずれもグループ保険きずなとセットで加入してください。きずな医療のみの加入はできません。配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

- 本人…京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方
- 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満15歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方
- 子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

きずな医療プラス

●加入資格（きずな医療プラス）

◎本人・配偶者・子どもいずれもきずな医療とセットで加入してください。きずな医療プラスのみの加入はできません。配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。

子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

- 本人…京都市町村職員共済組合員(短期組合員を除く)で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方
- 配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満15歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方
- 子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

きずな医療プラスのご加入はきずな医療とセットでのご加入が必要になります。

加入資格一覧

きずな傷害

●加入資格（きずな傷害）

- ◎本人・配偶者・子どもいずれもグループ保険きずなとセットで加入してください。きずな傷害のみの加入はできません。配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 本人…京都市町村職員共済組合員（短期組合員を除く）で、グループ保険きずなに加入している（今回加入する場合があります）令和5年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方。

- 配偶者…本人の配偶者で、令和5年10月1日現在満18歳以上、満69歳6カ月までの方。ただし、2022年4月1日時点で、満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。
- 子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、令和5年10月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方。

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

就業不能充実コース

●加入資格（就業不能充実コース）

- ◎グループ保険きずなとセットで加入してください。就業不能充実コースのみの加入はできません。

- 本人…京都市町村職員共済組合員（短期組合員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方

【告知内容】

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで退職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

傷害充実コース

●加入資格（傷害充実コース）

- ◎本人・配偶者・子どもいずれもグループ保険きずなとセットで加入してください。傷害充実コースのみの加入はできません。配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。本人が脱退した場合、配偶者・子どもは同時脱退となります。
- 本人…京都市町村職員共済組合員（短期組合員を除く）で、グループ保険きずなに加入している（今回加入する場合があります）令和5年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満69歳6カ月までの方。

- 配偶者…本人の配偶者で、令和5年10月1日現在満18歳以上、満69歳6カ月までの方。ただし、2022年4月1日時点で、満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。
- 子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、令和5年10月1日現在満2歳6カ月を超え、満22歳6カ月までの方。

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

医療充実コース

●加入資格（医療充実コース）

<医療充実コース(生保部分)>

本人・配偶者いずれもグループ保険きずなとセットで加入してください。医療充実コース(生保部分)のみの加入はできません。配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

<医療充実コース(損保部分)>

本人・配偶者いずれも医療充実コース(生保部分)とセットかつ同日額で加入してください。医療充実コース(損保部分)のみの加入はできません。

<生保部分・損保部分共通>

●本人…京都府市町村職員共済組合員本人(短期組合員を除く)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在、満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方。(継続は満69歳6カ月まで可能です。)

※ただし、「健康サポート・キャッシュバック特約」の対象となるのは、被保険者本人(配偶者は対象外です)で、「健康サポート・キャッシュバック特約」のランク判定に必要な健康診断結果が保険契約者(団体)を通じて提出された方のみです。

詳細については、「健康情報活用商品について」のページをご確認ください。

●配偶者…本人の配偶者で、申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在、満18歳以上、満65歳6カ月までの方。(継続は満69歳6カ月まで可能です。)ただし、2022年4月1日時点で、満16歳以上満18歳未満の女性の方は配偶者として加入することができます。

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者共通【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。

(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。

(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。

②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

④「治療」には、指示・指導を含みます。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

※こどもは加入できません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

加入資格一覽

三大成人病充実コース

●加入資格（三大成人病充実コース）

◎本人・配偶者いずれもグループ保険さすなとセットで加入してください。三大成人病充実コースのみの加入はできません。配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

●本人…京都市町村職員共済組合員（短期組合員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満14歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方（継続は満69歳6カ月まで可能です。）

※ただし、「健康サポート・キャッシュバック特約」の対象となるのは、被保険者本人（配偶者は対象外です）で、「健康サポート・キャッシュバック特約」のランク判定に必要な健康診断結果が保険契約者（団体）を通じて提出された方のみです。

詳細については、「健康情報活用商品について」のページをご確認ください。

●配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満15歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方（継続は満69歳6カ月まで可能です。）※配偶者のみのお申込みはできません

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられています。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

本人・配偶者共通【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

（がん・上皮内新生物保障特約について）

当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、**上記の告知に併せて**、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。

【現在までの健康状態】

申込日（告知日）現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。

※配偶者のみの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

※**加入日（*）よりも前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合には、加入日（*）以降に新たに「悪性新生物（がん）」と診断確定されても、特定疾病保険金（7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む）のお支払いの対象になりません。**

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

※配偶者の保険金額は、本人の保険金額以下としてください。

※新規加入・増額をされる場合は必ず加入資格・告知内容をご確認ください。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

三大成人病長期療養コース

三大成人病長期療養コースは既加入者専用の制度です。新規加入のお取扱いはございません。

●加入資格（三大成人病長期療養コース）

◎三大成人病充実コースとセットで加入してください。三大成人病長期療養コースのみの加入はできません。

●本人…三大成人病充実コースに加入している（今回加入する場合を含みます）京都市町村職員共済組合員本人（短期組合員を除く）で、申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満15歳以上満59歳以下の方。

【告知内容】

【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

【過去3ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。

（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去5年以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

別表 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

ふれ愛

ふれ愛は既加入者専用の制度です。新規加入のお取扱いはございません。

●加入資格（ふれ愛）

●本人…京都市町村職員共済組合員（短期組合員を除く）で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満15歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方（継続年齢は満80歳6カ月までの方）

●配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和5年10月1日現在満15歳6カ月を超え、満65歳6カ月までの方（継続年齢は満80歳6カ月までの方）（配偶者だけの加入はできません）

【告知内容】

本人【現在の就業状態】

申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中ではなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者【現在の健康状態】

申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者共通【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

別表 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き組合員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。